

〔 借換用無担保住宅ローン 〕

項 目	内 容						
1. 商品名	しずおか信用金庫借換用無担保住宅ローン						
2. 資金用途	<p>当金庫以外の民間金融機関住宅ローンおよび下記の機関よりお申込人自らが受けた住宅融資の借換資金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住宅金融支援機構・都市再生機構（旧日本住宅公団・住宅都市整備公団）・福祉医療機構（旧年金福祉事業団又は旧年金資金運用基金）・雇用能力開発機構（旧雇用促進事業団）・地方公共団体・住宅供給公社・地方自治体制度融資における指定金融機関等（例：県・市町村の住宅資金制度）</p> </div> <p>当該住宅融資の全額返済および、当該物件に係る全ての担保権の抹消を条件とします。</p>						
3. 借入資格	<p>次の条件を満たしている個人の方</p> <p>当金庫営業地区内に住所または勤務先を有する方</p> <p>融資実行時に年齢が満 20 歳以上 65 歳以下、かつ、最終返済時の年齢が 75 歳未満の方</p> <p>同一勤務先に 2 年以上お勤めの給与所得者の方</p> <p>前年の税込み年収が 300 万以上で、税込年収に占める他の借入金との合計年間返済額の割合が下記の割合以下である方</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税 込 年 収</th> <th>返 済 比 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以上 400 万円未満</td> <td>年収の 35% 以内</td> </tr> <tr> <td>400 万円以上</td> <td>年収の 40% 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>団体信用生命保険にご加入いただける方。（保険料は当金庫負担）</p>	税 込 年 収	返 済 比 率	300 万円以上 400 万円未満	年収の 35% 以内	400 万円以上	年収の 40% 以内
税 込 年 収	返 済 比 率						
300 万円以上 400 万円未満	年収の 35% 以内						
400 万円以上	年収の 40% 以内						
4. 返済実績	借換をする住宅融資の返済実績が 5 年以上あり、直近 1 年以内に 3 営業日を超える返済の遅延がない方。						
5. 融資期間	1 年以上 12 年以内 * 完済時のお申込人の年齢が 75 歳未満であることが条件です。						
6. 融資金額	50 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）						
7. 金利種類	固定金利型						
8. 返済方法	元利金等返済〔毎月決まった金額（元金 + 利息）を、ご指定の預金口座から引落とさせていただきます。〕 * 6 カ月ごとのボーナスによる増額返済もあります。この場合、ボーナス返済分の元金は融資金の 50% 以内となります。						
9. 担保	不要です。						
10. 保証人	配偶者の方および該当物件の共有者の方に連帯保証人になっていただきます。（単身者の方は該当物件共有者の方の他、1 名の連帯保証人が必要です。） 団体信用生命にご加入できない方は、上記以外に一名、連帯保証人を追加していただきます。						
11. 繰上返済手数料	<p>ご融資後に、融資額の繰上返済をおこなう際には、下記手数料（消費税込み）をいただきます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>31,500 円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>21,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	全額繰上返済	31,500 円	一部繰上返済	21,000 円		
全額繰上返済	31,500 円						
一部繰上返済	21,000 円						
12. その他参考事項	返済額をお知りになりたい方は、窓口にお申し出ください。 金利をお知りになりたい方は、窓口にお申し出ください。 諸条件によりお申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。						

〔借換用無担保住宅ローン〕

項 目	内 容
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部(当金庫営業日 9 時～17 時、電話:0120-001-772)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～15時、電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)10時～12時・13時～16時、電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～17時、電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(信用金庫営業日9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>